

令和4年1月11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び
航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡改正につきまして、日本医師会より通知がありました。内容は下記の通りであり、詳細は日本医師会通知をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より引用

○I. 1の入院の対象者について、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月7日付（地445）（健Ⅱ485））の通り、自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応として、医師が入院の必要が無いと判断した無症状病原体保有者や軽症者については、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様に、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。また、同自治体では、I. 2の宿泊療養の対象者について、他の新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と同様に、自宅等での待機に切り替えることが可能であること。

○I. 3の退院基準について、ワクチン接種が完了した者については、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年3月2日付（健Ⅱ527F）参照）に基づき、対応すること。

※ワクチン接種が完了した者とは、発症日（無症状病原体保有者等においては、陽性確定に係る検体採取日）において、日本で承認されているワクチンを規定回数以上接種した日から、14日間以上が経過している者。

○その他の改正（Ⅲ～Ⅴ）

○Q&A の改正（Q2、4、12）

【参考・日本医師会通知ホームページ（通知文掲載先）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）